

広島県漁業取締船「しおかぜ」

定期検査機関整備業務仕様書

令和 8 年 8 月
広島県水産課

「しおかぜ」の概要

全 長 20.71 メートル

全 幅 4.60 メートル

深 さ 2.26 メートル

総 ト ン 数 29 トン

船 質 アルミニウム合金

船 型 V型構造

主 機 関 DDC/MTU 12V2000M91 (1,017kW／2,276RPM)

補 機 関 FEG40S 40KVA

航 行 区 域 平水区域

第1 一般事項

- 1 船舶安全法（昭和8年 法第11号）第5条第1項第1号に基づく広島県漁業取締船「しおかぜ」の法定検査（以下「定期検査」という。）受検及びこの検査に必要な機関整備を広島県（以下「発注者」という。）の指示に従い、誠実丁寧に履行すること。
- 2 受注者は本船の機関に係る定期検査を受検するに当たり一切の手続きを行うとともに、検査に合格するために必要な整備を実施すること。
- 3 受注者は、本仕様書に基づき一切の業務を管理するとともに、災害事故に留意するものとする。なお、履行期間中の関連事故については、受注者の責任において保障すること。
- 4 船体については、別途整備、受検するため、工程を勘案して齟齬のないよう進めること。
- 5 本仕様書及び履行の方法等に疑義が生じた場合は、発注者の指示を受けるものとする。
- 6 検査受検及び整備に当たり、次の事項は付帯事項であるとして受注者側において実施すること。
 - (1) 整備不良箇所の手直し
 - (2) 受検・整備等の作業により破損した部分の修理復旧
 - (3) 受検・整備終了後の清掃
- 7 発注者から手直し又は取り替えの指示を命ぜられた箇所については、速やかに実施するとともに業務完了時に発注者の再検査を受けるものとする。
- 8 本仕様書に記載のない業務で、本業務に必要と認められるものについては、発注者と協議して履行するものとする。また、本仕様書に記載の業務で、本仕様書に記載のない部品及び材料を交換する必要がある場合は、別途協議するものとする。
- 9 本業務で交換した既設部品等については、受注者側において適切に廃棄すること。
- 10 本業務の検査完了は、全ての業務完了後の検査結果に基づき決定するものとする。
- 11 受注者は整備物件の引渡し後3ヵ年以内に発注者の正常な管理の下において生じたと認められる故障又は発見された瑕疵については、発注者の請求により、受注者の負担で修理又は部品の取替をするものとする。
- 12 主機関2基については、MTU ディーゼルエンジンサービスディーラーの資格をもち、過去10年間にDDC/MTU12V2000型ディーゼルエンジンの整備実績がある者が分解、清掃、計測、部品取替、点検整備、組立復旧、塗装、運転調整、受検を行うこと。
- 13 次の者を本業務の監督員として指定する。
広島県農林水産局水産課 技師 上岡孝輔

第2 履行期間等

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

ただし、令和8年12月12日から令和9年3月12日までの間に法定の試験を適切に受験することとする。

第3 業務内容

1 主機関（MTU 12V2000M91×2基）の整備

主機関の次の部品のオーバーホールを適切に行い、検査を受検し、合格すること。

整備完了後、各機関の軸心調整を行った上で適切に復旧すること。

(1) ディーゼルエンジンオーバーホール

- ① クランクケース
- ② シリンダーライナー
- ③ オイルパン
- ④ クランクケースブリーザー
- ⑤ ギヤケース
- ⑥ クランクシャフト
- ⑦ バイブレーションダンパー
- ⑧ ピストン
- ⑨ コネクティングロッド
- ⑩ シリンダーヘッド
- ⑪ フューエルシステム（インジェクションポンプ、パイプワーク、フィルターなど）
- ⑫ ターボチャージャー
- ⑬ インタークーラー
- ⑭ エアーシステム（エアーインテーク）
- ⑮ エキゾーストシステム（エキゾーストマニホールド）
- ⑯ オイルシステム（オイルポンプドレン、オイルライン、フィルターなど）
- ⑰ 清水ポンプ及び清水ライン
- ⑱ 海水ポンプ及び海水ライン
- ⑲ ジェネレーター（オルタネーター）
- ⑳ セルモーター
- ㉑ その他（ラバーマウント、スイッチエレメント、潤滑油）
- ㉒ 非常停止装置
- ㉓ 監視・警報装置

(2) 取替部品

別表第1「主機関取替部品一覧」のとおり。

2 逆転減速機（NICO MGNV353B×2基）の整備

逆転減速機の次の部品のオーバーホールを適切に行い、検査を受検し、合格すること。

整備完了後、各機関の軸心調整を行った上で適切に復旧すること。

(1) 逆転減速機オーバーホール

- ① コンサプションキット
- ② インプットグループ
- ③ クラッチ軸グループ
- ④ 推力軸グループ
- ⑤ ギヤポンプ
- ⑥ トロコイドポンプグループ
- ⑦ 潤滑油

(2) 取替部品

別表第2「逆転減速機取替部品一覧」のとおり。

3 補機関（三菱 FEG40S）の整備

補機関の次の部品のオーバーホールを適切に行い、検査を受検し、合格すること。

整備完了後、各機関の軸心調整を行った上で適切に復旧すること。

(1) ディーゼルエンジンオーバーホール

- ① シリンダーヘッド
- ② シリンダーブロック
- ③ ピストン、コネクティングロッド
- ④ ターボチャージャー
- ⑤ オイルクーラー、フィルター
- ⑥ フューエルライン
- ⑦ フューエルインジェクションポンプ
- ⑧ クーリングシステム
- ⑨ 清水ライン
- ⑩ 海水ライン、海水ポンプ
- ⑪ セルモーター
- ⑫ オルタネーター
- ⑬ その他（ラバークッション、潤滑油）
- ⑭ 非常停止装置
- ⑮ 監視・警報装置
- ⑯ 発電機停止盤

(2) 交流発電機オーバーホール

(3) 取替部品

別表第3「補機関取替部品一覧」のとおり。

4 機関脱着

主機関、逆転減速機及び補機関を適正に養生し、各機器に損傷のないように陸揚げすること。また、整備終了後は所定の位置へ戻し配線等を適切に処理すること。

5 機関輸送

陸揚げした機関は、造船所と受注者整備工場の間を損傷のないように運搬すること。

6 海上試運転立会い

整備完了後、海上試運転を行うこと。

また、各機関について各効力試験の準備を行い、検査を受検し、合格すること。

7 法定検査申請手続き

法定検査の申請手続きを行うこと。

第4 成績表の提出

業務完了後、速やかに諸検査成績表及び試運転成績表を正副2部発注者に提出すること。

第5 提出書類（各1部）

1 契約後直ちに提出するもの

- (1) 業務工程表
- (2) 費用内訳書

2 業務完了後に提出するもの

- (1) 完了通知書
- (2) 業務の経過を示す写真

3 その他発注者が必要と認めるもの